

事務連絡  
令和3年11月10日

都道府県  
各 指定都市 福祉担当部局 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた  
有料老人ホームへの立入調査に関する取扱いについて

平素より厚生労働行政につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

有料老人ホームの適切な運営については、入居者の個人としての尊厳を確保し、居住の安定を図るため、有料老人ホームの設置運営標準指導指針（老発0401第14号厚生労働省老健局長通知（令和3年4月1日最終改正））に基づき、居室の状況や介護サービスの実施状況等の把握のための定期的な立入調査を実施することを求めているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた当該調査について、地方分権改革に関する提案事項として、地方公共団体より、実地によらない実施が可能となるようにとの要望を受けたことから、下記のとおり留意事項をご連絡いたしますので、管内の関係団体等にご周知いただきますよう、宜しくお願い致します。

記

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から地域の実情に応じて、有料老人ホームに対する定期的な立入調査を、一旦、延期せざるを得ないと判断される場合も想定されることです。こうした場合であっても、例えば、指導指針の内容に沿った自己点検シートの活用や、書面により確認できる内容等について書面で確認する、電話やICTを活用する等、実地によらない方法による調査を行うことも差し支えないものですので、当該方法の活用もご検討下さい。その際、当該方法を活用する場合であっても、感染予防対策を講じながら介護サービスを継続している有料老人ホームの状況や、地域における感染状況等を十分に踏まえ、実施時期について特段の配慮を行うなど、有料老人ホームの過度の負担とならないよう、十分に留意するよう、お願いします。

- また、上記の実地によらない方法による調査では、実際の居室の状況や介護サービスの提供の状況を、必ずしもすべて把握できるとは限らないことに鑑み、立入調査が可能な状況と判断した場合には、適切に立入調査を行うよう、お願いします。
  
- さらに、通報や苦情等による入居者への虐待をはじめ、入居者の処遇に関する不当な行為が疑われる場合や、当該自治体の指導指針に違反していることが疑われる場合等、緊急性や重大性が認められる事案については、上記の対応に限らず、迅速かつ適切に立入調査を行うよう、お願いします。

以上